

予防規程制定変更認可申請書

【 内容 】

次に該当する危険物製造所等(鉱山保安法の規定による保安規程、火薬類取締法の規定による危害予防規定を定めている製造所等を除く。)においては、予防規程を定め認可を受けなければなりません。
また、変更したときも同様となります。

- (1) 製造所(指定数量の倍数が10以上のものに限る。)
- (2) 屋内貯蔵所(指定数量の倍数が150以上のものに限る。)
- (3) 屋外タンク貯蔵所(指定数量の倍数が200以上のものに限る。)
- (4) 屋外貯蔵所(指定数量の倍数が100以上のものに限る。)
- (5) 移送取扱所
- (6) 一般取扱所(指定数量の倍数が10以上のもの(引火点が40℃以上の第4類危険物のみ指定数量の30倍以下取り扱う容器に詰め替える施設を除く。)に限る。)
- (7) 給油取扱所(家用給油取扱所のうち屋内給油取扱所以外のものを除く。)

【 根拠法令 】

消防法第14条の2第1項 危険物の規制に関する政令第37条 危険物の規制に関する規則第62条

【 申請について 】

申請時

- ・申請書に記載された名称、住所、氏名等について確認します。
- ・添付書類の不足や記載内容等について審査します。

標準処理期間

- ・認可書の交付は、「危険物規制事務等に係る申請に対する審査及び検査の標準的な処理期間」により2日から14日間(休日含まない)ほど日数がかかります。

【 提出部数 】

2部(その1部に受付印を押印して、認可書又は不認可通知書とともに申請者に交付します。)

【 提出先 】 ※該当する危険物製造所等を管轄する消防署等に届け出てください。

消防署等の名称	所在地	電話	受付可否 受付時間	備考
消防局予防課	帯広市西6条南6丁目3-1(消防庁舎3階)	0155-26-9124	平日8時45分 ~17時30分	帯広市内分
帯広消防署	帯広市西6条南6丁目3-1(消防庁舎1階)	0155-26-9131	×	
音更消防署	河東郡音更町木野西通16丁目1	0155-30-3322	8時45分 ~ 17時30分	音更町内分
士幌消防署	河東郡士幌町字士幌西2線161	01564-5-2323		士幌町内分
上士幌消防署	河東郡上士幌町字上士幌東3線238	01564-2-2519		上士幌町内分
鹿追消防署	河東郡鹿追町西町3丁目10	0156-66-2201		鹿追町内分
新得消防署	上川郡新得町4条南3丁目1番地	0156-64-5103		新得町内分
清水消防署	上川郡清水町南6条4丁目1番地2	0156-62-2519		清水町内分
芽室消防署	河西郡芽室町東2条3丁目1番地	0155-62-2821		芽室町内分
中札内消防署	河西郡中札内村大通南1丁目12番地	0155-67-2111		中札内村内分
更別消防署	河西郡更別村字更別南1線93番地	0155-52-2201		更別村内分
大樹消防署	広尾郡大樹町字下大樹224番地1	01558-6-2199		大樹町内分
広尾消防署	広尾郡広尾町並木通東4丁目4番地	01558-2-2730		広尾町内分
幕別消防署	中川郡幕別町錦町90番地	0155-54-2434		幕別町内分
池田消防署	中川郡池田町西2条11丁目1-12	015-572-3119		池田町内分
豊頃消防署	中川郡豊頃町茂岩本町116番地	015-574-2310		豊頃町内分
本別消防署	中川郡本別町北2丁目4番地1	0156-22-2007		本別町内分
足寄消防署	足寄郡足寄町北1条4丁目52番地	0156-25-2619		足寄町内分
陸別消防署	足寄郡陸別町栄町	0156-27-2524	陸別町内分	
浦幌消防署	十勝郡浦幌町桜町4番地	015-576-2419	浦幌町内分	